

役員及び評議員等の報酬に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人徳寿会（以下「法人」という。）の役員（理事、監事）、評議員、顧問、評議員選任・解任委員会委員（以下「役員等」という。）の報酬について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、定義は次のとおりとする。

- ① 会議報酬とは、役員等が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席した場合の報酬をいう。
- ② 業務報酬とは、役員（理事・監事）が法人・事業所に勤務した場合及び顧問の相談・指導等の業務に対する報酬をいう。
- ③ 役員等及び第三者委員の旅費及び費用弁償に関する規程は、別に定める。

(会議報酬)

第3条 役員等が会議に出席した場合は、別表1により会議報酬を支払うことができる。

(業務報酬)

第4条 前条で定める会議以外の日において、役員（理事・監事）が法人・事業所のために勤務した場合は、別表2により業務報酬を支払うことができる。

2 顧問の相談・指導等の業務に対し、別表3により業務報酬を支払うことができる。

3 第1項により役員（理事・監事）が勤務した場合は、勤務実績簿に勤務日時、勤務場所、勤務内容等を記載しなければならない。

(支払方法)

第5条 役員等の報酬の支払いは、1カ月単位とし、翌月の職員の給与支給日に口座振込により支給する。

(重複支給の防止等)

第6条 第3条及び第4条の報酬が重複する場合は、第3条の会議報酬を優先するものとする。

2 法人職員を兼務する役員には、この規則を適用しない。

(公表)

第7条 法人は、この規則をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

1 この規則は、平成29年6月5日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和5年3月24日から施行する。

別表1 (会議報酬)

名 称	報 酬	備 考
理 事 会	日額 6,000 円	理事、監事、顧問が出席した場合
評議員会	日額 6,000 円	評議員、理事、監事、顧問が出席した場合
評議員選任・解任委員会	日額 6,000 円	評議員選任・解任委員会委員が出席した場合

別表2 (業務報酬)

名 称	報 酬	備 考
理 事	日額 6,000 円	理事が勤務した場合
監 事	日額 6,000 円	監事が勤務した場合

別表3 (業務報酬)

名 称	報 酬	備 考
顧 問	月額 100,000 円	顧問の相談・指導等の業務